

平成20事業年度に係る  
財務諸表及び決算報告書に関する監事意見書

独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センターの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20事業年度に係る財務諸表及び決算報告書を監査した結果、下記の点を除き、適正なものと認めます。


記

法人税額の計算の対象に含まれていない業務が一部ある。この結果、財務諸表は、課税上のリスクを含むものとなっていると考えられる。

以上

平成 21年 6月 22日

独立行政法人 海上災害防止センター

監事 浦上道彦 

監事 川野正行 